

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として市規則で定める職員を含む。次項及び第4項並びに次項において読み替えて準用する常勤職員条例第16条第2項において同じ。)であつて、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(市規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～6 省略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p>第17条の2 <u>勤勉手当は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として市規則で定める職員を含む。)であつて、基準日にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(市規則で定める職員を除く。)に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</u></p> <p>2 <u>常勤職員条例第19条第2項(第2号を除く。)の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項第1号中「前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と、「特定幹部職員」とあるのは「行政職給料表の職務の級が6級以上であるフルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 前項において準用する常勤職員条例第19条第</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬及び期末手当をいう。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第17条 期末手当は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員(これに準ずる者として市規則で定める職員を含む。次項及び第4項並びに次項において読み替えて準用する常勤職員条例第16条第2項において同じ。)であつて、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(市規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～6 省略</p>

2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)における給料の月額及び地域手当の月額の合計額とする。

4 常勤職員条例の改正により常勤職員の勤勉手当の額に改定があった場合におけるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額の改定は、改正後の常勤職員条例の施行の日の属する年度の翌年度以後の勤勉手当の額について改定するものとする。ただし、改正後の常勤職員条例の施行の日が4月1日であるときには、同日以後の勤勉手当の額について改定するものとする。

5 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、市規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 省略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第27条の2 第17条の2(同条第2項において読み替えて準用する常勤職員条例第19条第2項第1号の行政職給料表の職務の級が6級以上であるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に乗じる割合に係る部分を除く。)の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第17条の2第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項中「給料の月額及び地域手当の月額の合計額」とあるのは「報酬(第18条の規定による報酬に限る。以下この項において同じ。)の額(同条第3項又は第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員にあっては、在職期間において当該職員が受けるべき報酬の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

別表第1～別表第3 省略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第27条 省略

別表第1～別表第3 省略